

## 我孫子市地域防災計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

### ■ パブリックコメントの結果

我孫子市地域防災計画(案)についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

- 1 募集期間 平成30年12月16日から平成31年1月15日
- 2 提出人数 1名
- 3 意見総数 29件
- 4 公表場所  
市民安全課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、我孫子市民図書館湖北分館及び布佐分館、各近隣センター、我孫子市ホームページ
- 5 意見公募した内容 我孫子市地域防災計画(案)(別紙参照)
- 6 意見と意見に対する市の考え方

整理番号		ページ	提出された意見	意見に対する市の考え方
		対策箇所		
1-1	要望	— (全体を通して)	修正概要についての説明 及び 新旧の修正内容が比較できない。 今回のものをダイジェスト版にされる時には、修正概要の説明と新旧の修正内容が比較できるものを添付してもらいたい。	我孫子市地域防災計画に基づき実施される、個別の施策や事業に対するご質問やご要望、または地域防災計画に関連する計画や事業等については、各担当課に直接お問い合わせいただくか、広聴カード・市政メール等をご利用いただきお問い合わせいただきますようお願いいたします。 また、我孫子市地域防災計画の修正後に、修正内容をまとめた「修正の概要」についても公表いたします。 合わせまして、我孫子市地域防災計画は、市の災害対策全般にわたる基本的な計画です。そのため、千葉県地域防災計画とも整合を図る内容となっておりますが、個別の防災関係施策を実施するための事業計画ではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。
1-2	質問	— (全体を通して)	千葉県が平成29年度から10年間で千葉北西部直下地震での想定被害を半減とする目標とした防災戦略の改訂に対する我孫子市としての個別施策と内容についての記載を、案では確認できませんでした。予算の対応が必要な施策は議会承認後に市民に公開するのかもしれませんが、予算措置を必要としない自助・共助の向上に係る施策など、例えば、自治会等に働きかけて実施率向上をはかる施策などは、いつ・どのような形で自治会や自主防災組織、関係組織に呼びかけを行うのでしょうか？	
1-3	質問 & 要望	65以降 (全体を通して)	65ページの第3章災害応急対策計画以降は、計画というよりは対応マニュアルと細則になっているようですね。 また、ところどころに関係部門と体制を構築しておくこととか、連絡網を策定しておくこととか、複数の連絡手段を検討することとか、マニュアルでも細則でも計画でもなく、課題を記載している部分が見られます。 課題を解消する実行計画が防災計画には必要であり、災害応急対策を円滑に行うためには、平常時に維持向上のための取組み事項とその対応計画を明示し、具体的な内容とその実行計画が必要だと思いますがいかがでしょうか？	

1-4	要望	14	「現在、都市計画道路の整備が進捗しており、今後さらに各地区間の連絡はよくなりつつある。(略)旧市街地の街路は幅員が狭く、屈曲し、見通しが悪い街路が多い。スプロール、崖地等の影響により、街路の接続が悪い場所が台地縁辺部に見られる。」とある。		
		総論編 第3 社会環境 4. 道路	①都市計画道路について、今後10年間の整備計画の開示をお願いしたい。 ②また、旧市街地の街路で改善が必要との認識にある箇所について、今後10年以内での改善目標箇所の開示をお願いしたい。		
1-5	要望	15-16及び25-29	「地域防災力向上のために、自助・共助・公助として、次の方策により防災力を向上させる」とあり、その方策は、地震対策編第2章災害予防計画第1節防災力の向上(25P~29P)などに記載されているが、見直し前の記載レベルと同じレベルでの記載である。 千葉県が今後10年間で被害想定を半減にする目標への対応として、取組みを強化する方策は何かを読み取れません。 取組みを強化する方策とその取組み計画は、この防災計画ではなく、他のところで市民に示すことになるのでしょうか？ それとも、この案で取組んでいくということでしょうか？ また、自助・共助・公助と区分するが、自助・共助としてやるべきことへの公助の具体的な支援計画については読み取れませんが、これもこの防災計画ではなく、他のところで市民に示すことになるのでしょうか？		
		総論編 第2 地域防災力向上のための方策 1. 自助 (1) 個人・家庭			
1-6	コメント	16	備蓄の例として、「3日分以上の食料や飲料水、生活必需品など」と記載があるが、県は最低3日、推奨7日としている。言い方を統一したほうがよいと思います。		我孫子市では、住民の方への聞き取りや、eモニターアンケートの結果からも、日頃からの食料や飲料水の備蓄については、3日分未満の方が半数近くを占めているのが現状です。 そのため、市ではまず当面の備蓄目標を3日分以上とし普及啓発に努め、自助による備蓄量の底上げを図り、一定の成果があった後に、7日分を目標に推奨していくことを検討しています。
		備蓄の例			
1-7	質問	27	訓練内容に、「地域の特色や要望を取り入れた訓練」と新規記載があるが、具体的にはどのようにして地域の特色や要望を取り入れた訓練にする計画なのでしょうか？		我孫子市地域防災計画に基づき実施される、個別の施策や事業に対するご質問やご要望、または地域防災計画に関連する計画や事業等については、各担当課に直接お問い合わせいただくか、広聴カード・市政メール等をご利用いただきお問い合わせいただきますようお願いいたします。 合わせまして、我孫子市地域防災計画は、個別の防災関係施策を実施するための事業計画ではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、避難行動要支援者への対応における、個別計画の作成については、計画に記載の通り、「避難行動要支援者避難支援計画」に基
		第2 防災訓練の実施 2. 避難所運営訓練	避難所毎の実情に即した運営マニュアルのようなものを作るのでしょうか？		
1-8	質問 & 要望	31	民間のブロック塀等の倒壊防止への対応については、「正しい施行方法の啓発及び指導、イ市の広報紙、ホームページ等を活用した啓発、指導」との従来の記述であるが、昨年大阪北部地震の教訓を受けて、強制力のある対応(具体的には、倒壊の危険		

		2. 擁壁・ブロック塀等の安全対策	性のある民間ブロック塀等には、通行人に危険を知らせる貼紙などを貼るなどの対応) はとらないのでしょうか？ 強制力のある対応を行うためには、条例などの対応が必要なかもしれませんが、何らかの対応をお願いできないのでしょうか？	づき、市民安全課、高齢者支援課、障害福祉支援課及び社会福祉課が中心となって進めていく予定です。
1-9	質問 & 要望	3 2 5. 家具・大型家電の転倒防止	独居老人宅や介護老人宅のようなどころでの対策実施率を上げるための支援策として、他市では一定条件下でのグッズの無償支給などを行っているところや自治会等で実施状況を確認するなどの対応を積極的に行っているところがあるが、我孫子市ではこれまでの対応の延長ということでしょうか？ 今回の見直しで、強化する対応はないのでしょうか？	
1-10	質問	4 0 地震対策編 第2章災害予防計画 第5節防災拠点施設の整備 第1 防災拠点機能の整備	1 2月31日の読売新聞に、我孫子市の災害対策本部となる市庁舎の非常用電源の使用可能時間が国指針の「72時間」稼働に満たない「24時間未満」であり、県危機管理課は「72時間は稼働できるように早期に整備し、災害に備えてほしい」と呼びかけている、との記事がありました。 案には、「災害対策本部としての機能を果たせるよう、必要な非常用電源の確保など、バックアップ機能を整備する」とはあるが、72時間以上稼働の確保のための設備改善計画の記載は見つけれませんでした。 非常用電源の具体的な装備施策などについては、地域防災計画ではなく、他のところで施策として立案するのでしょうか？	
1-11	質問 & 要望	4 3 地震対策編 第2章災害予防計画 第5節防災拠点施設の整備	案の「2. 避難所の整備」「3. 福祉避難所の整備」「第3 避難路の整備」では、「～努める」「～検討する」という表現に留めているが、もう一步踏み込んだ表現にはならないのでしょうか？	
1-12	質問	4 3- 4 4 地震対策編 第2章災害予防計画 第5節防災拠点施設の整備	案には、「(略) 自主防災組織等は、避難路として使用する道路について、危険な重量塀・ブロック塀、看板等の落下物を調査して、市民に周知する」とあるが、自主防災組織で調査して市民に周知するのはハードルが高いと考えるが、市ではこれについて、どのような支援策を考えているのでしょうか？	

		第3避難路の整備		
1-13	質問	55 地震対策編 第2章災害予防計画 第8節被災者支援体制の整備	「1. 給水体制の整備 (4) 市民、事業所での確保」に「イ 風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにする」とあるが、平時に風呂の残り湯をとっておくことはわかるが、洗濯機に水を溜めておく人は皆無ではないでしょうか？	
1-14	質問	60 地震対策編 第2章災害予防計画 第9節要配慮者の安全確保体制の整備	「第1要配慮者の支援」の「1. 避難行動要支援者への対応」の「(8) 個別計画の作成」は、誰が作成するのでしょうか？	
1-15	誤字	62 2. 安否確認手段の周知・普及	災害用伝言板 (web177) は (web 171) に修正	P62 地震対策編第2章第10節第1内の2. に記載の内容については、次の通り修正いたします。 (修正前) 災害用伝言板 (web177) (修正後) 災害用伝言板 (web171)
1-16	コメント	68 (3) 本部設置の通知	市民への通知又は公表の方法に「市防災行政無線、広報車」とあるが、これ以降のページではSNSの活用の記載があるので、この表にもTwitterなどのSNSの活用について記載しておきたい。	P68 地震対策編第3章第1節第3内の2. (3)本部設置の通知に記載の内容については、次の通り修正いたします。 (修正前) 通知又は公表の方法 (修正後) 通知又は公表の方法の例
1-17	質問	69 地域対策支部の設置場所と機能の表	我孫子北部地域の対策支部の設置場所第1順位が我孫子北近隣センター (並木本館) となっているが、並木本館は福祉避難所にもなっており、スペース的にみて、2つの機能を持たせるのは困難ではと思うのですが大丈夫でしょうか？ もちろん、時間経過で対策支部が縮小したら何とかできるかもしれませんが・・・	災害発生時には、限られた公共施設を有効かつ効率的に活用していくこととなります。
1-18	確認	78- 79	「震度5強以上を記録した地震、死者又は行方不明者が生じたものにあつては「火災・災害等速報要領」により被害者の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。」とある。ここだ	記載内容については、千葉県地域防災計画にも明記されている「火災・災害等即報要領」に基づく報告であるため、記載の原文通りとします。

		1. 災害発生 の報告	け震度5強以上の記載で他のところの記載は震度5弱以上となっているが、このところの対応は震度5強以上時の対応ということでOKですね。	
1-19	要望	110	<p>通称「在宅避難者」への対応について、案では、指定避難所・福祉避難所への移動を促し、また、避難所での食料・物資の供給、巡回医療、保険医療サービスの情報提供等の支援に努めるとしている。</p> <p>しかしながら、指定避難所・福祉避難所の収容数には限りがあることを考えると、「在宅避難者」を指定避難所・福祉避難所に移動させるよりも、「在宅避難」を継続してもらうほうがよいのではないのでしょうか？</p> <p>「在宅避難」継続で困ることの一つは、特に身体が思うように動かない高齢者等は、食料・物資を指定避難所・福祉避難所まで取りに行くことです。</p> <p>そこで、「在宅避難者」が多くいる集合住宅エリア内では食料・物資の供給所を設置することで「在宅避難」の継続が可能となり、収容人数に限りがある指定避難所・福祉避難所にとってもよいこととなります。</p> <p>以上から、「在宅避難者」が多くいるエリアには、食料・物資の供給拠点を設置できるように今回の防災計画の見直しに含めることがよいと考えますが、いかがでしょうか？</p>	<p>指定避難所は、我孫子市内に26か所を指定しています。この指定避難所は、災害により家に戻れなくなった住民等（例えば、家屋の倒壊などにより自宅が居住困難な住民等）が、一時的に滞在する場所です。</p> <p>市では、この考え方にに基づき、自宅の損壊がないか又は少なく、引き続き自宅での生活が可能であり、電気・ガス・水道等のインフラ設備が利用できないだけの場合や、不安心理により避難所での滞在を希望する住民に対しては、できるだけ自宅で生活していただくよう促すこととしています。</p> <p>具体的には、我孫子市に大地震が発生した場合には、市民は全て「被災者」に該当いたします。しかしながら「避難者」については、上記の内容の通り、災害により自宅での生活が困難になった住民等を指すものです。</p> <p>そのため、市では「避難者」に対しては指定避難所での避難を基本とし、車中泊やテント泊、ガレージなどで避難生活を送っている場合には、まず初めに、それらの被災者の現状把握をした上で、指定避難所（福祉避難所）への移動を促すこととしています。</p> <p>また、計画において食料や生活必需品の供給対象者を定めており、その対象者は大まかに避難所生活者や家財等を喪失した方です。災害発生後に「被災者」全員に食料等を供給するものではありません。</p> <p>なお、災害対策基本法及び内閣府の『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』においても、指定避難所以外への避難については、「やむを得ない理由」「余儀なくされた者」と記載されている通り、指定避難所以外での「避難」を積極的に推奨しているものではないため、国及び県の方針に基づいた計画内容としています。</p>
		第5指定 避難所以 外の避難 者に対し ての支援		
1-20	要望	110	<p>車中泊・テント泊時に使用できる避難所（例えば、学校のグラウンドや市営駐車場、市営公園・広場など）も整備（確保）し、その場所をハザードマップに明示するなどの対策を、今回の防災計画の見直しで実現して欲しい。</p>	
		第5指定 避難所以 外の避難 者に対し ての支援		
1-21	コメント	121 -125	<p>電力施設、ガス施設、通信施設、鉄道施設の防災計画はそれぞれの事業者が行うものなので、案には、それぞれの事業者の防災計画は情報共有として参考に記載し、市の防災計画は、それらの事業者に対して、あるいは連携して市が行う防災計画は何かを明確に記載するとわかり易くなると思います。</p>	<p>&lt;総論編&gt;第1節第1及び第2に記載の通り、「本計画は、市の地域に係る防災に関する基本的かつ総合的な計画であり、自助・共助・公助の理念に基づいて、市、防災関係機関、市民、自主防災組織等及び事業所等の防災に関する責務を明確にするるとともに、各機関等の事務又は業務を有機的に統合する計画である。」「我孫子市に係わる災害等に関し、我孫子市及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、市民の協力のもとに、災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。」ものです。市や防災関係機関の連携は、我孫子市地域防災計画の大きな目的そのものとなります。</p>
		ライフ ライン施設 等の応急 対策		

1-22	質問	130 第12節 生活救援 対策	<p>「イ政府所有米穀の調達」内の記載に、「また、災害救助用米穀の供給については、県と連絡がつかない場合は、(略) 政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する」とあるが、ここは、県と連絡がつかない場合の対応ではないのでしょうか？</p> <p>●連絡関係図のⅡですが、①は②の連絡がつかないから実施するので、①に続いての②の連絡がつくまでには時間を要すると思われま。それを待たないと③以降の処理が進まない系統図ならⅠの体系図と同じであり、Ⅱの体系図は不要ではないのでしょうか？</p>	<p>市が直接、農林水産省政策統括官に要請する場合の、千葉県への連絡・報告については、事後の連絡・報告も含まれ、その場合には関係機関すべてが、情報の共有化を図ることを目的としています。</p>
1-23	質問 & 整合性 の 要望	131 第2食料 の供給 3. 食料 の供給  第3生活 必需品の 供給 3. 生活 必需品の 供給	<p>「避難所では自主防災組織等に引渡し、配付を一任する」とのことですが、避難所には複数の自主防災組織が存在するため、避難所の運営は避難所運営委員会を立ち上げて行うというのが、これまでの市の説明だったと思いますが？</p> <p>そして、これまでの市の説明は、避難所運営委員会が立ち上がるまでは、市役所（の避難所班）がリードするだったのですが、そうではないのですか？</p> <p>他のところの計画との整合性が取れていないように思います。</p>	<p>P131 地震対策編第3章第12節第3内の3. に記載の内容については、次の通り修正いたします。</p> <p>(修正前) 避難所では、自主防災組織等に引き渡し、配付を一任する。</p> <p>(修正後) 避難所では、避難所運営委員会や自主防災組織等に引き渡し、配付を一任する。</p>
1-24	質問 & 要望	132  (2) 救 援物資の 受け入れ	<p>川村学園女子大学体育館が使えない場合はどうするのでしょうか？</p> <p>代替箇所を環境の異なる場所に複数個所の設定が必要かと思えます。</p>	<p>災害発生時には、本計画の通りに実施していくことが困難な状況が起こる可能性も考えられます。そこで、施設などが使用できない場合においては、限られた公共施設や民間施設等を有効かつ効率的に活用していくこととなります。</p>
1-25	要望	173  風水害対 策編 第2章災 害予防計 画 第1節防 災力の向 上 「4. 防 災訓練 (風水 害)の実 施」	<p>「4. 防災訓練（風水害）の実施」に「市民安全課は、自主防災組織等が実施する風水害に特化した防災訓練を支援する。特に自主防災組織等が水害時の避難誘導訓練を実施する場合、市民安全課は緊急避難場所との調整などの支援を行う。」との記載ですが、訓練は定期的に行わないとイザというときに上手く機能しないと考えるので、風水害に特化した防災訓練を自主防災組織等が定期的に行うことが求められますが、地震の訓練だけでも大変なのに風水害に特化した訓練を加えるのは本当に大変なことです。そこで、自主防災組織等が定期的な風水害に特化した訓練を、地震防災訓練とは別に定着化させるために、市はどのような（支援）対策を計画しているかを教えて頂けないでしょうか？</p>	<p>我孫子市地域防災計画に基づき実施される、個別の施策や事業に対するご質問やご要望、または地域防災計画に関連する計画や事業等については、各担当課に直接お問い合わせいただくか、広聴カード・市政メール等をご利用いただきお問い合わせいただきますようお願いいたします。</p> <p>合わせまして、我孫子市地域防災計画は、個別の防災関係施策を実施するための事業計画ではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、区域指定などの記載内容については、策定時に最新の情報を掲載しています。</p>

1-26	質問	176 第1土砂災害の防止	<土砂災害特別警戒区域の指定>の表に平成30年度夏以降に指定(?)の並木九丁目などの記載がないが、県の指定が遅れているということでしょうか?	
1-27	質問	185 202 風水害対策編 第3章災害応急対策計画 第1節災害応急活動体制	No. 17と同様の質問です。 我孫子北近隣近隣センター(並木本館)は、(185ページ)の表に地域対策支部の設置場所の第1順位とあり、(202ページ)では自主避難所の開設場所にもなっています。 地震対策編と同様、風水害対策時も、2つの機能を同時に持つことが想定されることから、両方の機能を同時に担うのは難しいかと思いますが大丈夫なのでしょうか?	災害発生時には、限られた公共施設を有効かつ効率的に活用していくこととなります。
1-28	質問	202 -203 風水害対策編 第3章災害応急対策計画 第8節避難	<避難の種類及び発令基準の目安>には【内水】についての記載がありません。 最近の洪水被害は局地的豪雨による内水も多いことから、【土砂災害】の他に、【内水災害】の基準の目安も必要かと思いますが、その基準の目安は現時点ではないということでしょうか?	市では、内水浸水についての、避難基準の目安を策定する予定はありません。
1-29	質問 & コ メ ン ト	204 風水害対策編 第3章災害応急対策計画 第8節避難 第5節避難所の運営	「1. 避難所運営の基本」に「ただし、避難所の運営は、原則として自主防災組織等による自治とする」とあります。 水害時の避難所は、水害の危険性が低いところを選択されます。 地震後の避難所は、被害を受けていないところになり、水害時の避難所とは一致しない場合があります。 (並木小は一致しない箇所ですが) このように、地震対策時と水害対策では避難所が異なることも想定して、地震対策の避難所の運営は、「避難所運営委員会」とし、水害対策では、「原則として、自主防災組織等による自治」と区別しているのでしょうか? いずれにしても、平時の対応は地震対策と水害対策の両方の運営を考えて備えていく必要があるということになりますね。	我孫子市地域防災計画に基づき実施される、個別の施策や事業に対するご質問やご要望、または地域防災計画に関連する計画や事業等については、各担当課に直接お問い合わせいただくか、広聴カード・市政メール等をご利用いただきお問い合わせいただきますようお願いいたします。 合わせまして、我孫子市地域防災計画は、個別の防災関係施策を実施するための事業計画ではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、避難所の運営については、計画に記載の通り、風水害による被害が発生した場合においても、地震対策編に準拠することとしています。

## 7 内容の修正について

今回寄せられたご意見により、次の通り修正いたします。

なお、今回公表いたしました計画(案)の一部に誤字脱字等があり、修正をしましたが、計画内容に変更が生じるものではありません。

ページ	章・節名	修正前	修正後
62	地震対策編第2章第10節第1内の2.	災害用伝言版(web177)	災害用伝言版(web171)

6 8	地震対策編第 3 章第 1 節第 3 内の 2. (3)本部設置の通知	通知又は公表の方法	通知又は公表の方法の例
1 3 1	地震対策編第 3 章第 12 節第 3 内の 3.	避難所では、自主防災組織等に引き渡し、配付を一任する。	避難所では、 <u>避難所運営委員会</u> や自主防災組織等に引き渡し、配付を一任する。

8 担当 我孫子市役所 市民安全課 危機管理担当  
TEL : 04-7185-1111 (内線 295)